

関係各位

「毒物及び劇物指定令」の一部改正について

毒物及び劇物取締法は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としております。

具体的には、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように規制を行っているところですが、今般、「毒物及び劇物指定令」の一部が以下のとおり改正されましたので、お知らせします。

I. 公布日：平成 24 年 9 月 20 日

施行日：平成 24 年 9 月 20 日（別紙 1：官報第 5889 号）

1. ゲルマニウム、セレン及び砒素からなるガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤を毒物の指定から除外
2. 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤を劇物の指定から除外

II. 公布日：平成 24 年 9 月 21 日

施行日：平成 24 年 10 月 1 日（別紙 2：官報第 5890 号）

1. 次に掲げる物を「毒物」に指定
 - (1) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
 - (2) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン 50%以下を含有するものを除く。）
 - (3) 1, 1-ジメチルヒトラジン及びこれを含有する製剤
 - (4) トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
 - (5) ヘキササス（ β , β -ジメチルフエネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤
2. 次に掲げる物を「劇物」に指定
 - (1) 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
 - (2) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン 50%以下を含有する製剤
 - (3) 2, 3-ジブロモプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤
 - (4) メタパナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
 - (5) 2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

※ 毒物及び劇物は、法律で指定されているもの及び厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の答申を基に政令で指定されているものがあり、同審議会の毒物劇物部会において、毒物劇物の指定や運搬等の基準の見直しが行われております。

○ 指定令改正に関する問い合わせ先： 厚生労働省医薬食品局審査管理課
（電話：03-3595-2298）

政令第二百四十号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 北海道の部 福島県の項中「福島港北防波堤灯台(北緯四十一度二八分四〇秒東経一四〇度一五分三三秒)から二八度三六〇メートルを福島港外東防波堤灯台(北緯四十一度二八分三三秒東経一四〇度一五分四三秒)から二五度六度四七〇メートル」に改める。

別表第一 岩手県の部 田代町の項中「二四七メートル」を「二四六メートル」に改める。

別表第一 宮城県の一部 石巻市の項中「(一)九メートル(北緯三十八度四分四四秒東経一四一度四分一五秒)を(三)三メートル(北緯三十八度四分四九秒東経一四一度四分三三秒)から三三度三〇分二七〇メートルの地点」に改める。

別表第一 福島県の部 相馬町の項中「三二メートル」を「三〇メートル」に改め、同部 江名町の項中「一八二メートル」を「一八一メートル」に改め、いわき市江名江ノ浦と同市折戸岸浦を「いわき市江名と同市折戸」に改め、同部 小名浜町の項中「一四七メートル」を「一四六メートル」に改める。

別表第一 鳥根県の部 美保関の項中「美保関港東防波堤灯台(北緯三五度三分三三秒東経一三三度一八分三三秒)から五八度一六〇メートル」を「美保関港沖防波堤灯台(北緯三五度三分三三秒東経一三三度一八分三三秒)から三八度三〇分二九メートル」に改める。

別表第一 愛媛県の部 今治の項中「北緯三四度五分二四秒東経一三三度五九分二九秒」を「北緯三四度五分二五秒東経一三三度五九分一六秒」から九六度三〇メートルの地点」に改める。

別表第一 鹿児島県の部 串木野の項中「北緯三一度四分三三秒東経一三〇度一五分八秒」を「北緯三一度四分三三秒東経一三〇度一五分八秒」に改める。

別表第二 北海道の項中「小樽」の下に「石狩湾」を加える。

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

国土交通大臣 羽田雄一郎
内閣総理大臣 野田 佳彦

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

ここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年九月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四条、第三十一条の二、第五十七條第一項、第六十五條第一項、第六十六條第二項及び第六十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第十八号中「同表第二号15」を「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に改める。

第九條の四「コバルト及びその無機化合物」を「コバルト及びその無機化合物」に改める。

九 インジウム化合物
九の二 エチルベンゼン
第二十二條第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 コバルト及びその無機化合物
別表第三第二号3の次に次のように加える。
3の3 エチルベンゼン
3の2 インジウム化合物
13の2 コバルト及びその無機化合物

附則

(施行期日)
この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

経過措置

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という)第六條第十八号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という)第六條第十八号に掲げる作業に該当するものを除く)については、平成二十五年六月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

3 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十五年六月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七條第一項の規定は、適用しない。

4 事業者は、新令第二十一條第七号に掲げる作業場(旧令第二十一條第七号に掲げる作業場に該当するものを除く)については、平成二十五年十二月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十二号
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。
第一條第十八号中口をハとし、イの次に次のように加える。
ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤

第一條第二十三号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤
第一條第一項第三十二号中(169)を(170)とし、(143)から(168)までを(144)から(169)までとし、(142)の次に次のように加える。

(143) ニープロモニー(ニークロロピリジン(ニール)―N―「四」シアノ―ニ―メチル―六―(メチルカルバモイル)フェニル)―H―ピラゾール―五―カルボキサミド(別名シアントラニプロール)及びこれを含有する製剤

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十三号
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。
第四條から第六條までの規定の施行期日は、平成二十四年九月二十一日とする。

総務大臣 川端 達夫
内閣総理大臣 野田 佳彦

③申請者又は申請書の不法人等と出資者との関係のある者(①及び②に該当する者を除き、内国法人に限る。)

計					
---	--	--	--	--	--

(2) 上記の投下する資本金の使途としての工場・建物・設備への投資予定の有無
有 無

4 統計事業に係る雇用計画 (該当する法人のみ)
 (1) 統計事業に常時使用する従業員の数 (見込み)

従業員数	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	(年 月 期)	(年 月 期)	(年 月 期)	(年 月 期)	(年 月 期)
従業員数のうち役員等に居住する者の数					
従業員総数に居住する者の数					
従業員総数に居住する者の数					

5 資金計画 (単位：百万円)

調達方法	資金の借入れ			合計	備考
	費用	自己資金	その他		
預金類					

注 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には、出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。
 (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則
 この府令は、公布の日から施行する。

省 令

○厚生労働省令第百三十三号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
 別表第一劇物の項第十一号の九中(145)を(146)とし、(123)から(144)までを(124)から(145)までとし、(122)の次に次のように加える。

(123) 三ープロモー(三ークロロピリジン二ーイル)ーNー四ーシアノ二ーメチル六ー

(メチルカルバモイル)フェニル)ーHーピラゾール五ーカルボキサミド(別名シアントラニプロール)及びこれを含有する製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十号

建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第二百三十九号)の施行に伴い、並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第十五項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)、第五十七条の二第一項、第五十七条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の五第六項、第八十六条の八第二項及び第九十三条の三、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第八十二条並びに津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二十三号)第九十七条の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十日

国土交通大臣 羽田雄一郎

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

(建築基準法施行規則の一部改正)

第一条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二の項中「の内容」を削り、同表二十四の項中

各階平面図	敷地面積求積図
蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水構設置部分の位置	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水構設置部分の敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
床面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

に改め、同表六十三の項中「第三百三十七号の二第一号イ若しくはロ又は第三号」を「第三百三十七号の二第一号、第二号、第三号イ若しくはロ又は第四号」に改め、「の内容」を削り、「自動車車庫等の用途に供しない」を「自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水構設置部分以外の」に、「自動車車庫等の用途に供する部分」を「自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水構設置部分」に改める。

政令

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年九月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

第二条第十号の次に次の一号を加える。

十の四 二・三・ジシアノノール・四・ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・ジシアノノール・四・ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

第一条中第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 一・一・ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

第一条第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六 ヘキサキス（β・β）ジメチルフェネチル ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタス）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（89）を削り、（90）を（89）とし、（91）から（170）までを（90）から（169）までとし、同項中第四十一号の三を第四十一号の四とし、第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 二・四・ジクロロノールニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十号の六を第五十号の七とし、第五十号の二から第五十号の五までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 二・三・ジプロモプロパンノール及びこれを含有する製剤

第三条第一項中第五十五号の三を削り、第五十五号の四を第五十五号の三とし、第五十五号の五を第五十五号の四とし、第九十八号の八を第九十八号の十とし、第九十八号の五から第九十八号の七までを二号ずつ繰り下げ、第九十八号の四を第九十八号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八の六 二・メチルテンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十八号の三を第九十八号の四とし、第九十八号の二の次に次の一号を加える。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

附則

（施行期日）
1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十二号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

省令

○法務省令第三十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第二十三号）第七條（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二十五号）第二條（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日
法務大臣 滝 実

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令
第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表福島地方法務局の部郡山支局の款同支局の項中 「郡山市」を「須賀川市」「田村市」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」「石川町」「浅川町」「古殿町」に改め、同款須賀川出張所の項を削る。

別表さいたま地方法務局の部久喜支局の款同支局の項中 「南埼玉郡の内」「白岡町」を「白岡市」に改める。

第二条 登記事務委任規則（昭和二十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 横浜地方支務局厚木支局管内神奈川県秦野市に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、横浜地方支務局西瀬二宮支局で取り扱わせる。

第七條第四項を削り、同條第五項中「御前崎市御前崎、白羽及び港、牧之原市並びに」を「牧之原市及び」に改め、同項を同條第四項とする。

第三十六條中、「富岡出張所及び須賀川出張所」を「及び富岡出張所」に改める。

附則

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表をいたま地方支務局の一部の改正規定は、同日一日から施行する。

○厚生労働省令第三十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四條の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一毒物の項第九号及び第十号を次のように改める。

九・二・三 ジシアノール・四・ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・ジシアノール・四・ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

十 劇除

別表第一毒物の項第二十号及び第二十号の二を次のように改める。

二十（ヘキサキス（β・β）ジメチルフェネチル）ジスタンキサン（別名酸化フェンブタス）及びこれを含有する製剤

二十の二 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤

附則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○環境省令第二十八号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、環境省定員規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

環境大臣 細野 豪志

環境省定員規則

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条 環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一、五三七人	うち、一人は、特別職の職員の内定とする。
原子力規制委員会	四七三人	事務局の職員の内定とする。
合計	二、〇一〇人	

（本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員）

第二条 本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省または原子力規制委員会の定員の範囲内において、環境大臣が別に定める。

附則

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

告示

○法務省告示第三百九十五号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六條第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十三條第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八條第五項第二号、抵当証券法施行規則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二條第一項第二号、証券賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第二十一條第五項第二号及び第二十二條第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一條第一項第二号及び第四十五條第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六條第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一條第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

登記所

法務局及び地方支務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務（横濱地方支務局厚木支局の管内に属する事務に限る。）が横濱地方支務局湘南支局において取り扱われることとなった当該当該法人の申請又は請求があつた場合の福島地方支務局郡山支局及び白河支局

この管轄に属する事務に限る。が福島地方支務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があつた場合の福島地方支務局郡山支局及び白河支局

この告示は、平成二十四年九月二十一日から施行する。

左記の者の申請に係る日本國に帰化の件は、これを許可する。

○法務省告示第三百九十六号

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

住所 愛知県豊田市中区南一丁目1番1号 滝 実

住所 愛知県豊田市中区南一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実

住所 山梨県市川町一丁目1番1号 滝 実